掲示期間　10.2-10.11

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　8年　10月　2日

新潟市長　中原八一

新潟市条例第 41 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年新潟市条例第７７号）の一部を次のように改正する。

第１３条の２の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の３　児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第４５条第７項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年新潟市条例第７８号）の一部を次のように改正する。

第４７条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第４７条　指定児童発達支援事業者は、法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第５９条中「第３４条」の次に「、第４７条」を加える。

第７８条、第７８条の２、第８１条の９及び第８９条中「第４６条まで、第４８条から」を削る。

（新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年新潟市条例第７９号）の一部を次のように改正する。

第４４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第４４条　指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第２４条の１１第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものを

いう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第４条　新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年新潟市条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第３条の２の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第３条の３　幼保連携型認定こども園の設置者は、法第１３条第６項において準用する法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年新潟市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年

法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正）

第６条　新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成３０年新潟市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第８条第１号中「第６条」を「第５条」に改める。

第１７条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１７条の２　認定こども園の設置者は、法第６条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第７条　新潟市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和７年新潟市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１３条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。